

わきあいあい苑短期入所生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(山口県指定 第3577200300号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 和木三志会
(2) 法人所在地 山口県玖珂郡和木町瀬田4丁目1番1号
(3) 電話番号 0827-54-0345
(4) 代表者氏名 理事長 木村 俊之
(5) 設立年月 平成11年4月1日

2. ご利用施設

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
山口県 3577200300号
※当事業所は特別養護老人ホームわきあいあい苑に併設されています。

- (2) 施設の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活サービスを提供します。

- (3) 施設の名称 わきあいあい苑
(4) 施設の所在地 山口県玖珂郡和木町瀬田4丁目1番1号
(5) 電話番号 0827-54-0345
(6) 事業所長（管理者）氏名 村中 義信
(7) 当施設の運営方針

事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の、身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日
(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8：30 ～ 17：30 祝祭日を除く

- (10) 利用定員 7人
(11) 通常の送迎の実施区域 和木町、岩国市（旧市内および美和町）、大竹市

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	17	
2人部屋	1	
4人部屋	12	
合計	30	
食堂	1	
浴室	2	
医務室	1	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数
1. 施設長（管理者）	1
2. ケアスタッフ	24
3. 生活相談員	1
4. 看護職員	5
5. 機能訓練指導員	1（兼務）
6. 介護支援専門員	2
7. 医師	2（嘱託）
8. 管理栄養士	1

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日
2. ケアスタッフ	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7：00～16：00 2名 遅出 10：00～19：00 2名 夜勤 15：30～10：00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 8：30～17：30 1名

☆土日、祝祭日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（ただし食材料費は別途いただきます。）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)	(利用料金)
朝食 7:30～ 8:15	300円
昼食 12:00～12:45	580円
夕食 17:30～18:15	565円

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

短期入所生活介護サービス（単位：円／1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2.うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	603	672	745	815	884
※一定以上所得がある方の自己負担額：2割	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768

※一定以上所得がある 方の自己負担額：3割	1, 809	2, 016	2, 235	2, 445	2, 652
--------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

介護予防短期入所生活介護サービス（単位：円／1日あたり）

	要支援1	要支援2
1.ご利用者の要介護度 とサービス利用料金	4, 510	5, 610
2.うち、介護保険から 給付される金額	4, 059	5, 049
3.サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	451	561
※一定以上所得がある方 の自己負担額の例：2割	902	1, 122
※一定以上所得がある方 の自己負担額の例：3割	1, 353	1, 683

介護保険対象サービス（2）

	利用料	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
短期入所生活介護送迎加算	1840円	片道184円	片道368円	片道552円
サービス提供体制強化加算	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
看護体制加算（I）	40円/日	4円/日	8円/日	12円/日
生産性向上推進体制加算	100円/月	10円/月	20円/月	30円/月
介護職員等处遇改善加算（I）		所定単位数×17.6%×（自己負担割合）		

※区分支給限度額を超えたサービスに係る介護職員処遇改善加算の自己負担は、10割負担となります。

滞在費・食費の負担額

	滞在費／1日あたり	食費／1日あたり	計／1日あたり
利用者負担第一段階	0円	300円	300円
利用者負担第二段階	430円	600円	1, 030円
利用者負担第三段階①	430円	1, 000円	1, 430円
利用者負担第三段階②	430円	1, 300円	1, 730円
利用者負担第四段階	915円	1, 445円	2, 360円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は、別途いただきます。（下記（2）②参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担

額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①理容・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2000円

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2000円

②レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：希望された場合、材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕生活相談員 上 田 七 恵

苦情解決責任者 施 設 長 村 中 義 信

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受け付けボックスを事務室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

和木町役場 保健福祉課	所在地 山口県玖珂郡和木町和木一丁目1-1 電話番号 0827-52-2195
岩国市健康福祉部 介護保険課	所在地 岩国市今津町1丁目14-51 電話番号 0827-29-2511
大竹市保健介護課 介護高齢者係	所在地 大竹市小方1丁目11番1号 電話番号 0827-59-2144
山口県国民健康保険 団体連合会	所在地 山口県山口市朝田1980番地7 電話番号 083(995)1010
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 広島県広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0770

(3) 苦情解決第三者委員

○苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。

住 所

連 絡 先

藤 本 正 明

湯 浅 正 行 4

森 田 眞 須 美

〈円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順〉

①ご意見・ご相談受付票（苦情受付票）に記載。

②苦情についての事実確認を行う。

③処理について関係者との連携を行う。

④苦情処理方法を記載し、管理者決裁。

⑤苦情処理の改善について利用者に確認を行う。

⑥対応後の今後の課題について記載。

⑦苦情処理は1日以内に行うことを原則とする。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生時には速やかに、応急措置、救急搬送の要請など、ご利用者の生命、身体の安全を最優先に対応いたします。
- (2) 前記の対応後、直ちにご家族に連絡し、その時点で明らかな範囲で事故の状況をご説明し、当面の対応について協議いたします。併せて関係市町村に連絡いたします。
- (3) 事故の経過、原因等を整理分析し、事故再発防止対策を検討いたします。
- (4) 発生した事故の責任が当事業所にある場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策について

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき、年2回入所者および従業者等の訓練を行います。

10. 守秘義務について

- (1) 事業者、サービス従事者または従業員は、短期入所サービスを提供するうえで知り得た契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、契約者又はその家族に関する個人情報について、契約者の介護に関係した必要な範囲内でのみ、サービス担当者会議等において情報提供できるものとします。
(個人情報を利用させていただく範囲)
 - ①主治医との連携（病歴等）
 - ②施設等への入所あるいは入院が決まった場合の入所、入院先施設（病歴等）
 - ③研修会、勉強会の事例検討（ただし、この場合、実名住所等本人を特定できない配慮を行います。）
 - ④提供したサービスに関する請求事務など介護保険事務
 - ⑤当事業所のサービス維持・改善に関する基礎資料作成
 - ⑥当事業所で行われる学生等の実習教育のため
 - ⑦国保連合会や保険者からの照会
 - ⑧監査機関、サービス評価機関への情報提供
 - ⑨損害保険会社への相談・届出
 - ⑩その他、特に目的を特定し同意を得て収集した個人情報について、その利用目的に沿う範囲

1 2. 虐待の防止のための措置について

- (1) 高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為については行いません。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、研修を年2回以上実施し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、虐待防止に努めます。
- (3) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

1 3. 身体拘束について

- (1) 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化を図るため、指針を整備し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

1 4. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

- (1) 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 わきあいあい苑

説明者職名 生活相談員 氏名 上 田 七 恵 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印